

# Weekly Report

第601日号  
令和3年5月17日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 中小企業向け「所得拡大促進税制」の見直し

所得拡大促進税制は、中小企業者等が国内雇用者に対する給与等支給額を増加させた場合に、増加額の一定割合を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。令和3年度税制改正において、賃上げだけでなく雇用を増加させる企業を支援するために要件が見直され、適用期限が2年間延長されました。

### ◆改正は本年4月以後開始事業年度から適用

改正前の適用要件では、継続雇用者(前年度から適用年度までの全ての月分で給与等の支給を受けている一定の国内雇用者)に対する給与等支給額の増加率で判定しますが、本年4月以後に開始する事業年度(個人は令和4年)から次のようになります。

◎**通常の適用要件**……全ての国内雇用者に対する給与等支給額(以下、雇用者給与等支給額)が前年度と比較して1.5%以上増加していることが要件となります。なお、雇用調整助成金等がある場合、給与等支給額から控除しないで判定します。

◎**税額控除額**……雇用者給与等支給額について、

前年度からの増加額の15%(上乗せ措置の要件を満たす場合は25%)を税額控除します。ただし、法人税額(個人は所得税額)の20%が上限となります。なお、税額控除額を計算する際は給与等支給額から雇用調整助成金等を控除します。

◎**上乗せ措置**……雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加しており、かつ、①教育訓練費が前年度比10%以上増加している、又は②中小企業等経営強化法に基づく計画の認定を受けて、経営力向上が確実に行われていること、のいずれかを満たす場合に税額控除率が10%上乗せ(25%)になります。

## 令和3年度の労働保険の年度更新は

労働保険(労災保険、雇用保険)の年度更新は毎年、前年度の確定保険料と新年度の概算保険料を併せて申告・納付する手続きです。

令和3年度の年度更新期間は6月1日から7月12日までとなり、労災保険率・雇用保険率ともに改定はありません(申告書は5月末頃届きます)。

なお、申告書の提出は都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、又は電子申請でも行えます(資本金等1億円超の法人などは電子申請が義務)。また、令和3年度から1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできる「GビズID」を利用した電子申請が行えるようになりました(この場合、電子証明書取得は不要)。

## コロナ対応休業支援金等は6月まで延長

新型コロナの影響により事業主の指示で休業した労働者が休業手当を受けることができない場合に、労働者が直接申請することで休業前賃金の8割を支給する新型コロナ対応休業支援金等は、申請対象期間が本年6月末まで延長されています。

5月・6月分の支給上限額は原則、日額9900円に引下げられますが、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域において、知事の要請により時短営業等に協力する飲食店等の労働者の場合は、引き続き1万1000円が上限となります。